

平成24年10月27日

## 相続税対策のウソとホント

公認会計士 椿本雅朗

### 1. 相続税の増税

- ①すでに要件厳格適用による増税は実施
- ②基礎控除は従来の60%に縮減
- ③生命保険料控除の縮減（未成年・生計同一等に限定）
- ④最高税率を50%→55%へ

### 2. 相続対策と相続税対策

- ①相続対策が先決、相続税対策はそのあと。
- ②相続対策も予想できないことが起こる。
- ③被相続人は元気でボケないで欲しい
- ④相続税対策も予想できないことが起こる。

### 3. 相続税対策の具体策

- ①隠すこととそのリスク
- ②評価引き下げ

同族会社の株式の評価は、事業が大きいほど調整余地が  
大  
きいのは事実

- ③不動産の評価引き下げは限定的

### 4. 贈与税の特例の利用

- ①配偶者への住宅贈与
- ②住宅資金贈与
- ③相続時精算課税の利用

### 5. 事前の贈与が基本的な対策

- ①年数をかける
- ②子だけでなく孫も
- ③①②が収益物件ならその資金で物件を親から購入

## 6. 会社設立

- ①物件保有が無ければ給与による分散と多少の経費
- ②物件保有のためには借入が必要、個人側に譲渡所得税も。

## 7. 相続税資金の確保

- ①現金預金
- ②生命保険
- ③物納物件の準備と確保
- ④延納を可能とする収益力の確保

## 8. 不動産は収益力が必要

- ①収益力のある物件は売却可能
- ②収益力あれば延納に対応できる。
- ③評価額が時価より高い不動産は一旦売却を、  
典型的なものは古くからの貸地

## 9. 結語

- ①相続税対策の前に、財産はバランスよく保有
- ②相続税対策の前に、事業（不動産の賃貸含む）の収益化を。
- ③資金が全然足りないときは、物納物件の用意を。

以上

## Profile

### 公認会計士 椿本雅朗(つばきもと まさあき)

#### 《略歴》

昭和55年 公認会計士登録

昭和57年 税理士登録

平成 3年 北浜公認会計士共同事務所設立

平成 5年 和歌山大学経済学部大学院経済学研究科 非常勤講師  
(平成12年3月まで)

平成18年 国税庁税理士試験 試験委員(平成21年度まで)

#### 《専門分野》

企業倒産・企業再生に関する税務

不動産の譲渡・相続に関する税務

#### 《役職・委員》

学校法人椿本学園 理事長

株式会社家族亭 監査役

恒栄監査法人 代表社員

独立行政法人酒類総合研究所(旧国税庁醸造研究所) 監事

学校法人甲子園学院 監事

### 北浜公認会計士共同事務所

〒541-0041

大阪府大阪市中央区北浜2丁目6-8

高正ビルディング 4F

TEL:06-6202-4860

FAX:06-6201-5639

